区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料１ （14日以内の期間）　2,688点 （15日以上30日以内の期間）　2,993点 （31日以上の期間）　3,200点 小児入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,188点 （15日以上30日以内の期間）　2,493点 （31日以上の期間）　2,700点 小児入院医療管理料３ （14日以内の期間）　1,788点 （15日以上30日以内の期間）　2,093点 （31日以上の期間）　2,300点 小児入院医療管理料４ （14日以内の期間）　1,188点 （15日以上30日以内の期間）　1,493点 （31日以上の期間）　1,700点 小児入院医療管理料５ （14日以内の期間）　288点 （15日以上30日以内の期間）　593点 （31日以上の期間）　800点 注　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。

6　３の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（４に規定する病院及び５に規定する病院を除く。以下「６に規定する病院」という。）であって、医科点数表第１章第２部第３節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 救命救急入院料１ （３日以内の期間）　7,950点 （４日以上７日以内の期間）　7,025点 （８日以上14日以内の期間）　5,740点 救命救急入院料２ （３日以内の期間）　9,450点 （４日以上７日以内の期間）　8,390点 （８日以上14日以内の期間）　7,140点 救命救急入院料３ イ　救命救急入院料 （３日以内の期間）　7,950点 （４日以上７日以内の期間）　7,025点 （８日以上14日以内の期間）　5,740点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （３日以内の期間）　7,950点 （４日以上７日以内の期間）　7,025点 （８日以上14日以内の期間）　6,140点 （15日以上30日以内の期間）　6,398点 （31日以上60日以内の期間）　6,590点 救命救急入院料４ イ　救命救急入院料 （３日以内の期間）　9,450点 （４日以上７日以内の期間）　8,390点 （８日以上14日以内の期間）　7,140点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （３日以内の期間）　9,450点 （４日以上７日以内の期間）　8,390点 （８日以上14日以内の期間）　7,140点 （15日以上30日以内の期間）　6,398点 （31日以上60日以内の期間）　6,590点 注１　病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。 ２　基本診療料の施設基準等第九の二の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に1,000点を加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の二の⑸に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に500点を加算する。 ４　基本診療料の施設基準等第九の二の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。 ５　注４に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。 ６　基本診療料の施設基準等第九の二の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。